資源エネルギー庁	四五一人
特許庁	二、七八〇人
中小企業庁	一九五人
合計	七、九五七人

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十一号

駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十三条第二項第四号の規定に基づき、駐車場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉川**　貴盛

駐車場法施行規則の一部を改正する省令

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（路外駐車場に関する管理規程） **第二条**　（略） 2　法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。 3　（略）	（路外駐車場に関する管理規程） **第二条**　（略） 2　法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。 3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に行われた法第十三条第一項及び第四項の規定による管理規程の届出に関しては、改正前の駐車場法施行規則第二条第二項の規定は、なお、その効力を有する。

○国土交通省令第九十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉川**　貴盛

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	三九、〇一一人		本省	三八、九六五人	

資源エネルギー庁	四五一人
特許庁	二、七七六人
中小企業庁	一九五人
合計	七、九四八人